

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	労働安全衛生推進施設	所在地	三条市駒込840-1
設置目的	地域住民の連帯感を高め住みよい地域社会づくりの推進に資することを目的としているもの。		
規模	・敷地面積: 2,026.82㎡ 延床面積: 514.06㎡ ・構造: RC造 木造 ・室名 (トレーニングルーム、ミーティングルーム)	設置年月日	平成7年

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	労働安全衛生推進施設利用組合	指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで			
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	R3 R4 R5	827千円 893千円 890千円	R6 R7	845千円 845千円
導入効果	① 収支の状況 過去4年間で収支の差引がプラスとなっており、安定した運営を行っている。 ② 施設の利用状況 利用は減少しているが、地域の交流拠点として機能している。 ③ サービス向上への取組み 目標設定等はないが、常に利用者の視点に立った親切・丁寧な対応に心掛けている。 ④ 住民との協働、地域の活性化及び団体の自立化 指定管理者制度を導入したことで、運営団体の自立化や住民との協働が促進され、地域の活性化につながった。					

3 総合評価(総括)

管理運営状況評価		最高配点	50 点中	34 点	配点評価	B
評価	「労働安全衛生推進施設利用組合」は、本施設設置にあたり、組織された団体であり、管理委託時代から引き続き積極的に管理運営に努めている。利用状況も概ね良好で、近隣地域の住民や団体の利用もあり、周辺地域の交流拠点施設的な役割を担っている。 利用者から好評の声も多く、今後も現在の安定した経営を維持しながら、更なるサービス向上について努めてもらいたい。					
今後の方向性	管理運営方法の見直し					
	今後の管理形態	指定管理者制度				
	理由	① 経費の縮減 直営を想定した場合と比較すると収支の縮減効果が見られる。 ② 事業の実施内容 事業計画のとおり管理運営が行われている。 上記①及び②の理由から、指定管理者制度を継続することで、安定した経営・サービスが図られると判断される。				

町	指定管理者制度を更新する場合	
	選定方法	非公募
	非公募の場合、その理由	当施設は、地域コミュニティによる住民自治のまちづくりの推進のために、施設の管理運営を地域における住民団体に行わせるものであり、これまでの配点評価がB以上であることから、引き続き非公募で「労働安全衛生推進施設利用組合」に管理運営を行わせることが適当である。